

臨床研修病院の指定基準（案）

- I 臨床研修病院について
- II 単独型臨床研修病院の基準
 - 1 研修プログラムに関する基準
 - 2 施設、人員等に関する基準
 - 3 受け入れる研修医の数に関する基準
 - 4 研修医の処遇及び採用に関する基準
- III 管理型臨床研修病院の基準
 - 1 研修プログラムに関する基準
 - 2 施設、人員等に関する基準
 - 3 受け入れる研修医の数に関する基準
 - 4 研修医の処遇及び採用に関する基準
- IV 協力型臨床研修病院の基準
 - 1 研修プログラムに関する基準
 - 2 施設、人員等に関する基準
 - 3 受け入れる研修医の数に関する基準
 - 4 研修医の処遇及び採用に関する基準
- V その他

別紙1 「臨床研修の到達目標について」

別紙2 「臨床研修病院の指定基準の運用について」

- I 研修プログラムに関する基準の運用について
- II 施設、人員等に関する基準の運用について
- III 受け入れる研修医の数に関する基準の運用について
- IV 研修医の処遇及び採用に関する基準の運用について

I 臨床研修病院について

- 1 臨床研修病院は、単独型臨床研修病院と臨床研修病院群とする
- 2 単独型臨床研修病院は、当該病院単独又は研修協力施設との連携によって、臨床研修病院の指定基準を満たす病院とする。
- 3 臨床研修病院群は、1ヶ所の管理型臨床研修病院と、1ヶ所以上の協力型臨床研修病院から構成される
- 4 協力型臨床研修病院は、管理型臨床研修病院の機能を補う病院とする
- 5 管理型臨床研修病院は、同一臨床研修病院群内の協力型臨床研修病院との連携によって、単独型臨床研修病院の基準を満たすこと
- 6 単独型、管理型及び協力型の臨床研修病院は、いずれも他の臨床研修病院群の協力型臨床研修病院となることができる。
- 7 臨床研修病院群においては、診療、研修等について、相互に機能的な連携がとられていること
- 8 研修協力施設とは、臨床研修病院が実施する研修プログラムの一部分を担う施設であって、臨床研修病院でないものをいう
- 9 研修協力施設は、保健所、診療所、社会福祉施設、介護老人保健施設、へき地・離島診療所等とする
- 10 臨床研修病院の指定基準については、年間を通じて常に遵守されていること

II 単独型臨床研修病院の基準

1 研修プログラムに関する基準

- (1) 臨床研修の到達目標（別紙1）が達成できる研修プログラムを有すること
- (2) 研修プログラムは、研修目標、研修計画、指導体制及びその他必要な事項が定められており、公表されていること
- (3) 研修プログラム毎にプログラム責任者を置いていること
- (4) 臨床病理カンファレンス（CPC）が定期的に行われていること

※研修目標、研修計画等研修プログラムに関する基準の運用については、別紙2のとおりであること

2 施設、人員等に関する基準

- (1) 原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の各診療科が標榜されており、主として急性期患者の診療を行っている病院であって、当該病院単独又は研修協力施設との連携によって、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するのに必要な症例や指導体制が整備されていること
- (2) 研修管理委員会を設置し、研修プログラム及び研修医の管理、評価を行っていること
- (3) 医師は、医療法上の定員を満たしていること
- (4) 原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の各診療科に十分な指導力を有する常勤の指導医が配置されていること
- (5) 救急医療の研修が実施できること
- (6) 医療安全のための体制が整備されていること
- (7) 臨床研修に必要な施設、図書、雑誌の整備及び病歴管理等が十分に行われていること

※施設、人員等に関する基準の運用については、別紙2のとおりであること

3 受け入れる研修医の数に関する基準

- (1) 受け入れる研修医の数は、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するのに必要な症例を十分確保できる適当な人数であること
- (2) 原則として、1研修プログラム毎に複数の研修医を毎年継続して受け入れることができる体制であること

※受け入れる研修医の数に関する基準の運用については、別紙2のとおりであること

4 研修医の処遇及び採用に関する基準

- (1) 勤務形態、研修手当、宿舎等研修医の処遇は研修医が研修に専念できる内容であるとともに、公表されていること
- (2) 公表された内容のとおり研修医が処遇されていること
- (3) 研修医の採用方法は、原則として、公募によるものであること

※研修医の処遇及び採用に関する基準の運用については、別紙2のとおりであること

Ⅲ 管理型臨床研修病院の基準

1 研修プログラムに関する基準

研修プログラムについては、協力型臨床研修病院及び研修協力施設との連携によって、単独型臨床研修病院の研修プログラムの基準を満たすこと

※研修プログラムに関する基準の運用については、別紙2のとおりであること

2 施設、人員等に関する基準

- (1) 原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の各診療科が標榜されており、主として急性期患者の診療を行っている病院であって、協力型臨床研修病院及び研修協力施設との連携によって、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するのに必要な症例や指導体制が整備されていること

管理型臨床研修病院において標榜されていない診療科については、同一臨床研修病院群の協力型臨床研修病院又は研修協力施設において、標榜されていること

- (2) 研修管理委員会を設置し、研修プログラム及び研修医の管理、評価を行っていること

- (3) 医師は、医療法上の定員を満たしていること

- (4) 医療安全のための体制が整備されていること

- (5) 当該病院で行う臨床研修に必要な施設、図書、雑誌の整備及び病歴管理等が十分に行われていること

- (6) 指導医の配置、救急医療の研修体制については、協力型臨床研修病院及び研修協力施設との連携によって、単独型臨床研修病院の施設、人員等に関する基準を満たすこと

※施設、人員等に関する基準の運用については、別紙2のとおりであること

3 受け入れる研修医の数に関する基準

- (1) 受け入れる研修医の数は、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するのに必要な症例を十分確保できる適当な人数であること

- (2) 原則として、1研修プログラム毎に、複数の研修医を毎年継続して受け入れられる体制であること

※受け入れる研修医の数に関する基準の運用については、別紙2のとおりであること

4 研修医の処遇及び採用に関する基準

- (1) 勤務形態、研修手当、宿舎等研修医の処遇は研修医が研修に専念できる内容であるとともに、公表されていること
- (2) 公表された内容のとおり研修医が処遇されていること
- (3) 研修医の採用方法は、原則として、公募によるものであること

※研修医の処遇及び採用に関する基準の運用については、別紙2のとおりであること

IV 協力型臨床研修病院の基準

1 研修プログラムに関する基準

研修プログラムについては、管理型臨床研修病院、他の協力型臨床研修病院及び研修協力施設との連携によって、単独型臨床研修病院の研修プログラムに関する基準を満たすこと

※研修プログラムに関する基準の運用については、別紙2のとおりであること

2 施設、人員等に関する基準

- (1) 管理型臨床研修病院、他の協力型臨床研修病院及び研修協力施設との連携によって、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するのに必要な症例や指導体制が整備されていること
- (2) 医師は、医療法上の定員を満たしていること
- (3) 医療安全のための体制が整備されていること
- (4) 当該病院で行う臨床研修に必要な施設、図書、雑誌の整備及び病歴管理等が十分に行われていること
- (5) 指導医の配置、救急医療の研修体制については、管理型臨床研修病院、協力型臨床研修病院及び研修協力施設との連携によって、単独型臨床研修病院の施設、人員等に関する基準を満たすこと

※施設、人員等に関する基準の運用については、別紙2のとおりであること

3 受け入れる研修医の数に関する基準

- (1) 受け入れる研修医の数は、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するのに必要な症例を十分確保できる適当な人数であること
- (2) 原則として、1研修プログラム毎に、複数の研修医を毎年継続して受け入れられる体制であること

※受け入れる研修医の数に関する基準の運用については、別紙2のとおりであること

4 研修医の処遇及び採用に関する基準

- (1) 勤務形態、研修手当、宿舎等研修医の処遇は研修医が研修に専念できる内容であるとともに、公表されていること
- (2) 公表された内容のとおり研修医が処遇されていること

※研修医の処遇及び採用に関する基準の運用については、別紙2のとおりであること

V その他

この基準については、施行後5年以内にその施行状況等を踏まえ検討し、必要な措置を講ずる